

意見募集（パブリックコメント）結果の公表

以下の内容で意見を募集しました。

意見募集案件	碧南市手話言語条例
募集期間	令和4年1月4日（火）から令和4年1月31日（月）まで
担当課	福祉こども部福祉課

●意見募集結果の概要

パブリックコメントの実施（碧南市手話言語条例）に関して意見を募集したところ、5件（2通）のご意見を頂きました。提出された意見をその内容ごとに分け、それに対する市の考え方を公表します。

●結果の閲覧場所

市ホームページ

市役所1階ホール（令和4年3月3日まで）

福祉課窓口（令和4年3月3日まで）

南部市民プラザ（令和4年3月3日まで）

農業者コミュニティセンター（令和4年3月3日まで）

へきなん福祉センターあいくる（令和4年3月3日まで）

●意見募集時の趣旨

「手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、ろう者とろう者以外の方が共生することのできる地域社会を実現することを目的とし、手話言語条例を制定します。

条例案について皆さんからの意見を募集します。お寄せいただいたご意見に対しては、個別に回答はしませんが、提出されたご意見を参考にし、市の考えを整理し、後日公表いたします。」

●提出された意見の概要と市の考え方

別紙のとおり

パブリックコメントの結果について

碧南市手話言語条例に対するご意見と市の考え方

今回のパブリックコメントでは、2人の方から5件の意見の提出がありました。ご意見の内容及び市の考え方については、下記のとおりです。

なお、提出された意見等は、その趣旨を損なわないように要約したり、同様の意見はまとめさせていただくこととしております。また、賛否の結論だけを示した意見や条例案の内容と直接関係がない意見・質問等については、市の考えは示さないこととしております。

記

No.	ご意見	市の考え方
1	手話を広めたい。	広報やホームページへの掲載など、様々な方法で広い世代の方へ手話への理解を促してまいります。
2	福祉実践教室だけでなく、子ども達に手話を広めて欲しい。	広報やホームページへの掲載など、様々な方法で広い世代の方へ手話への理解を促してまいります。
3	お店などの事業所にも広めてほしい。	啓発冊子の配布など、事業所の皆様にも周知してまいります。
4	手話カフェのように手話で自由にお話している場所が欲しい。	今後の事業の参考とさせていただきます。
5	市役所の職員にも手話をおぼえてほしい。	研修などを通じて職員に向けても手話への理解を促してまいります。